

計画作成年度	令和6年度
計画主体	坂東市

坂東市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名 坂東市産業経済部農業政策課
 所在地 坂東市岩井4365
 電話番号 0297-21-2194
 F A X 番 号 0297-20-8025
 メールアドレス nousei@city.bando.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、カラス、クリハラリス、イノシシ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	坂東市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
アライグマ	トウモロコシ	4 8 a 1,323 千円
	ブドウ	6 a 390 千円
ハクビシン	トウモロコシ	4 a 110 千円
	ブドウ	0a 26 千円
カラス	—	0a 0 千円
クリハラリス	—	0a 0 千円
イノシシ	—	0a 0 千円

※カラス、クリハラリス、イノシシについては、被害報告は軽微なため、算定が困難

(2) 被害の傾向

アライグマ、ハクビシンについて、市内全域でトウモロコシの他、スイカ、ブドウ、ラッカセイ、カキの収穫時期に被害がある。 カラスについては、ブドウの食害の他、トウモロコシ、ラッカセイ、レタス、ハクサイの食害と苗の引き抜き等の被害が懸念される。 クリハラリスについて、例年では樹皮等への食害だが今後、農作物への被害が懸念される。 イノシシについて、稲、サツマイモ、カキ、クリ等の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
アライグマ	5 4 a 1,713 千円	4 3 a 1,370 千円
ハクビシン	4 a 136 千円	3 a 108 千円
カラス	0a 0 千円	0a 0 千円
クリハラリス	0a 0 千円	0a 0 千円
イノシシ	0a 0 千円	0a 0 千円
合計	5 8 a 1,849 千円	4 6 a 1,478 千円

※アライグマ・ハクビシンについては、前計画のアライグマの被害金額の実績を基に、現状値の2割減少を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ アライグマ・ハクビシンは、捕獲許可者が箱わなの設置及び捕獲し、回収・処分を行う。 ・ カラスは、5月から6月にかけて1月間の銃器による捕獲及び狩猟期間での捕獲を実施。 ・ クリハラリスは、箱わなによる捕獲を通年で実施 ・ イノシシは、目撃情報、被害が多い場所でくくりわなによる捕獲を実施。	・ 1年中、カラス被害による駆除要望があるため、年間を通してカラス駆除を行う必要がある。 ・ 出産の時期や農作物の収穫時期になると被害が増加するため、集中的に対応しているが通年捕獲する人を増やす必要がある。 ・ くくりわなを設置する有資格者の高齢化が進み人数が少なくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	・ 各農家、防鳥網等は設置しており鳥類の侵入にはある程度有効である。 ・ 獣類に対しては、トンネルでの栽培を推奨。	・ 鳥類は、防鳥網の設置と対策の強化が必要。 ・ アライグマ等による被害対策として、被害がある場所には侵入防止柵による農作物保護を促す。 ・ イノシシについても、電気・ワイヤーメッシュ柵が必要となっている。
生息環境管理その他の取組	・ 放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関しては、被害者宅訪問時に指導。	・ 今後空き家が増えていくと屋敷内に実のなる樹木の問題と家屋が棲み処となることによる近隣地への被害が懸念される。

(5) 今後の取組方針

今後も、増えすぎた有害鳥獣の捕獲を実施して個体数を減少させる。 アライグマ、ハクビシンについては、箱わなによる徹底した捕獲を強化して個体数の減少を目指す。 また、被害対策として侵入防止柵（電気柵等）の設置の推進と収穫残渣の適正な処理の周知を図りつつ、近隣市町と情報を共有し、広域的な捕獲実現に向け視察や研修会を実施する。 カラスについては、年間を通しての捕獲及び狩猟期間での捕獲を実施し、個体数の減少を目指す。 クリハラリスについては、坂東市クリハラリス防除実施計画に基づいて、完全排除を目指す。 イノシシについては、くくりわなでの捕獲を実施し、個体数の減少を目指す。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

アライグマ・ハクビシンは、有害鳥獣捕獲許可を受けた農業者等が箱わなを設置し、捕獲する。捕獲後は委託業者が回収、処分をする。

カラスは、年間を通しての銃器による捕獲及び狩猟期間での捕獲をする。

クリハラリスは、坂東市クリハラリス防除実施計画書に基づき、市が主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら捕獲、処分をする。

イノシシは、くくりわな・箱わなにより捕獲する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	アライグマ、ハクビシン、カラス、クリハラリス、イノシシ	・銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲の実施。箱わなの追加導入 ・担い手育成の推進
令和8年度	アライグマ、ハクビシン、カラス、クリハラリス、イノシシ	・銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲の実施。箱わなの追加導入 ・担い手育成の推進
令和9年度	アライグマ、ハクビシン、カラス、クリハラリス、イノシシ	・銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲の実施。箱わなの追加導入 ・担い手育成の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
	対象鳥獣の捕獲実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アライグマ	632	705	745
ハクビシン	77	129	73
カラス	321	589	376
クリハラリス	3	0	0
イノシシ	0	11	18

アライグマについては、被害報告は減少しているが、捕獲数は年々増加しており定着している段階と考えられることから、箱わなでの捕獲を強化し捕獲計画数の目標を年間800頭とする。

ハクビシンについては、前年度までの実績により、捕獲計画数の目標を年間100頭とする。

カラスについては、前年度までの実績により、400羽とする。

クリハラリスについては、今後農作物への被害が懸念されることから、坂東市クリハラリス防除実施計画に基づき捕獲する。

イノシシについては、目撃情報が年々増え、目撃される範囲も広がっているの
で、捕獲を強化し、年間20頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	800	800	800
ハクビシン	100	100	100
カラス	400	400	400
クリハラリス	20	20	20
イノシシ	20	20	20

捕獲等の取組内容		
地 区	捕獲方法	時 期
アライグマ・ハクビシン (坂東市全域)	箱わな	通年
カラス (坂東市全域)	銃器	通年
クリハラリス (坂東市全域)	箱わな	通年
イノシシ (坂東市全域)	くくりわな 箱わな	通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
坂東市全域	カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイズズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、キョン 鳥獣22種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ、ハクビシン、カラ	対象地区の農家等の被害状況を勘案し、継続	対象地区の農家等の被害状況を勘案し、継続	対象地区の農家等の被害状況を勘案し、継続

ス、クリハラリス、イノシシ	して整備を実施する。	して整備を実施する。	して整備を実施する。
---------------	------------	------------	------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	アライグマ、ハクビシ ン、カラス、クリハラ リス、イノシシ	侵入防止柵の機能を効果的にするため、農家 訪問時等に、適切な維持管理、設置指導を行 う。
令和8年度	アライグマ、ハクビシ ン、カラス、クリハラ リス、イノシシ	侵入防止柵の機能を効果的にするため、農家 訪問時等に、適切な維持管理、設置指導を行 う。
令和9年度	アライグマ、ハクビシ ン、カラス、クリハラ リス、イノシシ	侵入防止柵の機能を効果的にするため、農家 訪問時等に、適切な維持管理、設置指導を行 う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	アライグマ、ハクビシ ン、カラス、クリハラ リス、イノシシ	現地調査による被害状況の把握、放任果樹・ 収穫残渣の適正な処理の周知、耕作放棄地・ 藪の適正な管理の周知
令和8年度	アライグマ、ハクビシ ン、カラス、クリハラ リス、イノシシ	現地調査による被害状況の把握、放任果樹・ 収穫残渣の適正な処理の推進、耕作放棄地・ 藪の適正な管理の推進
令和9年度	アライグマ、ハクビシ ン、カラス、クリハラ リス、イノシシ	現地調査による被害状況の把握、放任果樹・ 収穫残渣の適正な処理の推進、耕作放棄地・ 藪の適正な管理の推進

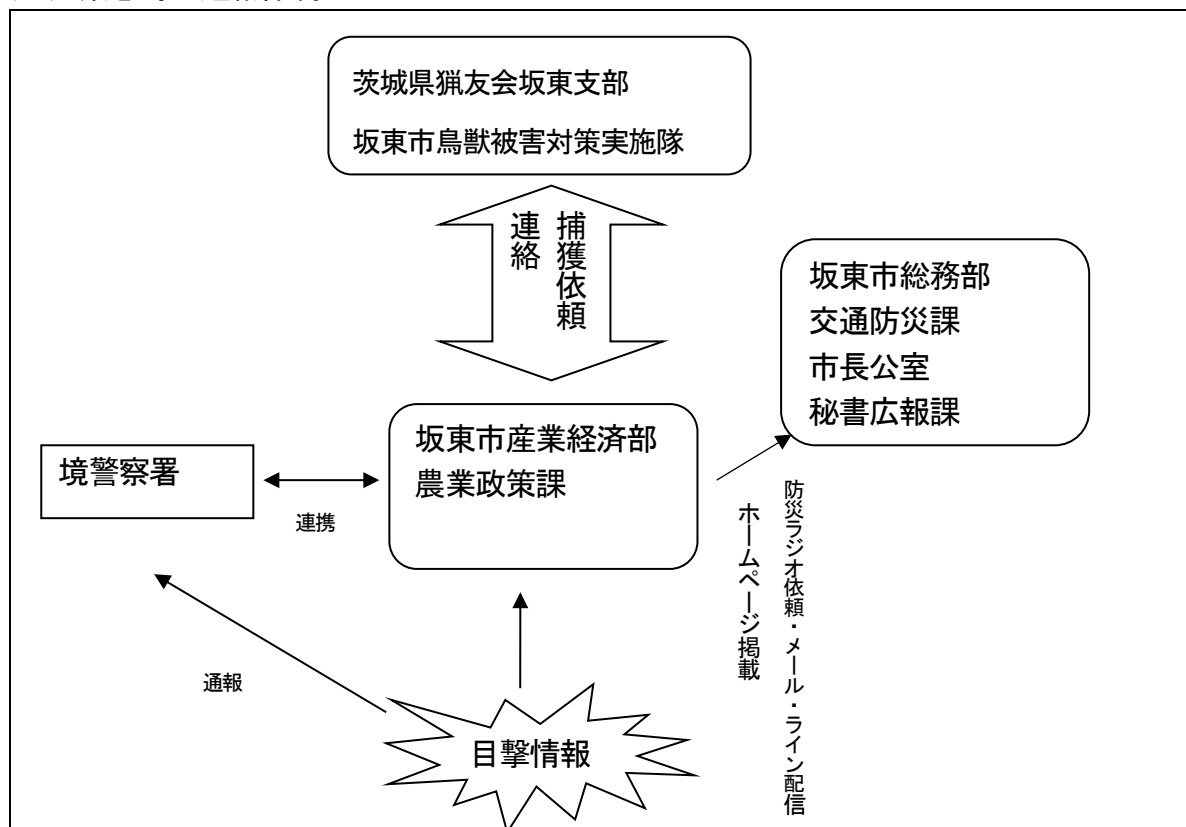
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
茨城県猟友会坂東支部	緊急時：緊急パトロール、緊急捕獲 平常時：農作物被害防止等のための捕獲活動
坂東市鳥獣被害対策実施隊	緊急時：緊急パトロール、捕獲の確認、防疫対応、防災 ラジオ、メール配信システムの活用、関係機関へ の連絡・調整 住民への注意喚起 平常時：情報収集、捕獲の確認、防疫対応、生息状況の 把握
坂東市産業経済部農業政策課	緊急時：実施隊への連絡、猟友会への捕獲依頼 平常時：情報収集、猟友会への捕獲依頼

境警察署	緊急時：個人の生命、身体及び財産の保護 平常時：情報収集
------	---------------------------------

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

アライグマ、ハクビシンは適切な処理後、適切な施設での焼却
 カラスは、適切な施設での焼却
 クリハラリスについては、適切な処理後、学術研究材料として研究機関へ提供
 イノシシは現地の状況等を勘案し、埋設又は焼却施設等で適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状で利用の予定なし。
ペットフード	現状で利用の予定なし。
皮革	現状で利用の予定なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	クリハラリスは、学術研究材料として研究機関へ提供する。 カラス、アライグマ、ハクビシン、クリハラリス、イノシシは現状で利用の予定なし。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	坂東市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
坂東市産業経済部農業政策課	事業統括
坂東地域農業改良普及センター 地域普及第一課	防除対策指導、被害状況分析
茨城県県西農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	防除対策指導、被害状況分析
茨城県県西県民センター 環境・保安課	野生鳥獣の保護及び管理に関する助言等
茨城県猟友会坂東支部	有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護管理員	生息状況等の分布、被害防除対策指導
岩井農業協同組合	被害防止に関する指導
茨城むつみ農業協同組合	被害防止に関する指導
茨城県自然博物館	防除対策指導、被害状況把握・分析
茨城県西農業共済組合	被害防止に関する指導、被害状況分析

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
境警察署	住宅街に出没した際の、住民の安全確保

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

H29.3.23に設置 隊員14名（農業政策課全職員）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

アライグマ・ハクビシンは、近隣市町と実施体制についての研修会を開き、広域での捕獲体制を強化する。 イノシシは、生息地域が近隣市町と接しているので、捕獲期間等の協力体制をとる。また、豚熱・アフリカ豚熱の遺伝子検査を依頼する。
--